

「幼保一体給付」に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 給付の基本・支払方法

(1) 利用時間等、保障量について

保障量については、子どもの生活と発達の保障を重要な視点とし、保護者の心身の状態や就労等の条件を考慮し、必要かつ十分な量を認定すること。

2. 契約方式

1) 保育の必要性の認定

(1) 子育て支援専門員(仮称)の配置による必要度の認定

- ① 主体である子どもにとっての必要性に加え、保護者の就労や心身の状態、家庭の状況等を客観的基準にもとづき総合的な評価（アセスメント）を行う専門職の配置（子育て支援専門員（仮称））の設置が不可欠。
- ② 子育て支援専門員（仮称）にはアセスメントの専門知識と、地域内の保育資源・サービスの情報および判断するための権限をもたせること。
- ③ とくに需要が供給を上回る状況では、保護者が「こども園（仮称）」等を直接選択し申込み仕組みでは、複数の施設を回ったり、申込みが特定の「こども園（仮称）」に集中したりすることが予想される。そうした理由により、真に保育が必要な子どもの利用が排除されないように、利用調整を市町村が行うことが必要。

(2) 質の維持を図るための供給量の調整

- ① 参入の自由化は過当競争を生じさせる懸念がある。その結果、サービスの質の低下や過剰サービスの提供等が発生し、保育機能そのものが不全となることが懸念される。よって、市町村は、「新システム事業計画（仮称）」等に基づくサービス供給量の調整を行うべきである。
- ② サービス供給量が不足する場合は、公立保育所の設置等、市町村が自ら事業者となり、市町村の責任のもとでサービスの提供を行うことを法律上明記すること。

(3) 「こども園(仮称)」利用が予定される者への事前認定の仕組み(予約枠等の確保)

事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、「こども園（仮称）」等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用する「こども園（仮称）」が決まることが望ましい。保護者、子どもの双方の負担に配慮した手続きとするには、妊娠期の早期から申請登録制を導入すべき。

(4) サービスの利用・質等に関する苦情解決

選考にもれた場合やサービス利用にあたっての苦情解決の窓口を設置すること。

2) 利用保障

(1) 社会的な養護が必要な子どもの利用の保障

- ① 被虐待児童や障害のある子どもたち等の利用を保障するため、すべての「こども園（仮称）」に利用に関する応諾義務を課し、幼保一体化の実を期すこと
- ② 被虐待児童や障害のある子の保育に必要な機能強化・体制整備を図ること。

(2) 現在、利用している子どもが排除されない仕組み

子どもの育ちの保障と保護者の就労支援の観点から、とくに保育を必要とする子どもが生活・発達する場としての機能を維持した仕組みとすること。

(3) 緊急の必要性が高い子どもたちの保育の保障

定員とは別枠で緊急性の必要性が高い子どもたちを優先的に受け入れるための枠を市町村単位に予め設定する必要がある。

3) 公的保育契約

公的保育契約であることを明確にするため、次のことを法律等で定めること。

(1) 契約書

- ① 市町村共通の契約書の使用
- ② 市町村による契約書様式の作成
- ③ 市町村による利用調整の契約書上への明記

(2) 利用決定等

- ① 市町村が定めた基準と順位（優先度）による利用の決定
- ② 決定に関する事務体制の確保

3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)

(1) 一定の固定費が確保された月額単価設定

子どもに保育を保障する観点から、被虐待等、配慮が必要なケースや相談・支援等、利用料に応じて運営することがなじまない事業等がある。児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を確保するためには、一定の固定費が確保された月額単価設定（実利用量ではなく必要量に応じた）とすること。

(2) サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組み

サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを、「こども園（仮称）」の制度に組み込むこと。例えば職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価設定を検討すること。

(3) 利用料徴収

- ① 「こども園（仮称）」に正規の事務職員を配置すること。
- ② 利用料が未納であっても、児童福祉の観点から子どもの保育（幼児教育を含む）の保障を侵害するべきではない。そのためにも、未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の責務として定めるべき。

(4) 利用者負担の軽減

利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、経済的に厳しい若年層が子育て世代であることを踏まえ、利用者負担（現行では平均4割）を1割程度に引き下げることを定めること。

4. 事業者参入の仕組み(指定基準・サービス類型等)

- 幼保一体給付および基礎給付の現物支給については、対象となるサービスを明確にし、そのサービスごとに事業者の要件等を定めること。

(1) 事業者の指定基準

- ① 指定基準（設備や人員配置等サービスの質に関する基準）は、現在、国が定めている児童福祉施設最低基準を上回るように定めること。
- ② サービス供給において過当競争が生じないよう、市町村に地域内のニーズにもとづき策定された「新システム事業計画（仮称）」の策定を義務化し、サービス供給量の調整を図ることを責務とすること。
- ③ 指定事業者に関わる資金収支の公表を義務づけること。
- ④ 認可外の施設を指定するにあたっては、ある一定の期間内に認可を取ることを基本として進めること。
- ⑤ 多様な事業主体の参入にあたっては、保育の質の確保、利用者の保護を図るため、下記について法律等で定めること。
 - ◆ 指定権者（都道府県）による事業内容の監査・指導の実施
 - ◆ 事業所の廃止や地域からの撤退時のルール
 - ◆ 通知期間
 - ◆ 利用者の保護（他の事業者への調整や当該費用の負担等）
 - ◆ 事業主体の倒産・解散時の財産等の処分などの取扱い

(2) 運営費の用途制限

運営費等については、公的な資金を財源とするものであり、一定の用途制限を設けること。

(3) 認可保育所等の役割の明確化

多様な事業主体の参入にあたっては、社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価が必要。社会福祉法人の使命として、これまで認可保育所として行ってきた、地域の子育てを支え、地域に開かれた児童福祉施設であるとともに、地域におけるソーシャルワーク機能を発揮していく存在として位置づけること。

5. 既存の財政措置との関係

(1) 公立保育所の位置づけ

一般財源化されている公立保育所についても、すべての子どもに良質な成育環境を保障する観点から、子ども・子育て新システムの対象事業とすること。

(2) 障害児保育の加算措置

障害児保育については、一般財源化されていることにより地域格差が生じている。障害児の保育にあたっては、より専門性を必要とするため、子ども・子育て勘定の対象経費とするとともに、加算の仕組みを検討する必要がある。

(3) 施設整備費の確保

安心こども基金で計上されている施設整備費についても、待機児童解消をはかるためにも、また老朽化した施設の改築や耐震化、バリアフリー化をはかるためにも、整備費をとして確保する必要がある。